

人材確保の鍵は「働きやすい職場づくり」

賃金引上げ、年収の壁への対応、多様で柔軟な働き方の実現を
支援する各種施策をご案内します

1 賃金の引上げに向けた支援

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業に費用を助成。

業務改善助成金コールセンター

TEL:0120-366-440

受付時間 平日 9:00~17:00

※香川県による上乗せ補助があります！
(かがわ賃上げ環境整備応援補助金)



(厚生労働省HP)



(香川県HP)

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、設備投資等を行い、成果を上げた場合に費用を助成。



(厚生労働省HP)

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合に助成。



(厚生労働省HP)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。訓練終了後、訓練受講者の賃上げを行った場合は加算あり。



(厚生労働省HP)

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。



(厚生労働省HP)

賃上げの原資確保のために

適正な価格転嫁を促進するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、価格交渉支援ツール、相談窓口講習動画、パートナーシップ構築宣言など、様々な情報へのリンクを掲載しています。



(香川県HP)

雇用関係助成金

取組内容や対象者から探す場合 →



(厚生労働省HP)

その他の支援策

その他の支援策はこちら →



(厚生労働省HP)

2 年収の壁を意識せずに働ける環境づくりのための支援策

キャリアアップ助成金

(短時間労働者労働時間延長支援コース)

年収130万円の壁対策として、短時間労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った場合に助成。



(厚生労働省HP)

年収の壁突破・総合相談窓口

(フリーダイヤル・無料)

TEL:0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)



(厚生労働省HP)

3 多様な働き方の実現に向けた環境整備

厚生労働省認定マークを取得、企業PRすることにより、優秀な人材を確保しましょう

くるみん認定

行動計画を策定し、一定の要件を満たした事業主を子育てサポート企業として認定する制度です。認定を受けた中小事業主に対して支給される助成金もあります。令和4年4月からは、**不妊治療等と仕事との両立**に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



(厚生労働省HP)

えるぼし認定

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。令和8年4月からは、**女性の健康支援**に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



(厚生労働省HP)

ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。



(厚生労働省HP)

もにす認定

障害者の雇用の促進や安定に関する取り組み等が優良な中小企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。



(厚生労働省HP)

これらの認定企業になると、商品等に認定マークを表示でき、ハローワークにおいて重点的にPRを行えます。

女性活躍推進法の改正

女性活躍推進法の改正により、**常時雇用する労働者数101人以上**の事業主に男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務付けられました(令和8年4月1日～)。

また、プラチナえるぼしの認定要件に求職者等セクハラ防止措置の内容の公表が追加されます(令和8年10月1日～)。



(厚生労働省HP)

トモイクプロジェクトについて

「共育トモイクプロジェクト」では、共働き・共育ての推進のため、「職場」や「家庭」におけるいわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、**共に育てる**に取り組める社会を目指します。

企業が主体となって実施する両親学級の企画から開催後までのフォローを行っているほか、共育プロジェクト公式サイトにて研修資料を公開していますのでご活用ください。



(厚生労働省HP)

両立支援等助成金

- | | | |
|--------------------------|---|---------------|
| 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) | ← | 男性の育児休業取得促進 |
| 2 介護離職防止支援コース | ← | 仕事と介護の両立支援 |
| 3 育児休業等支援コース | ← | 円滑な育児休業取得支援 |
| 4 育休中等業務代替支援コース | ← | 業務代替者への手当支給 |
| 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース | ← | 育児期の柔軟な働き方整備 |
| 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース | ← | 仕事と不妊治療等の両立支援 |

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク「トモニン」



(厚生労働省HP)

カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策

令和8年10月1日より、カスタマーハラスメント対策(改正労働施策総合推進法)及び、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策(改正男女雇用機会均等法)が、事業主に対する**雇用管理上の措置義務**となります。



(厚生労働省HP)



リーフレットはコチラ (詳細版)



(厚生労働省HP)

(簡易版)



(厚生労働省HP)

ハラスメント防止ポスターの
ひな型はコチラ



(香川労働局HP)

あかるい職場応援団

職場のハラスメントに関する情報・資料は、**「あかるい職場応援団」**に掲載されていますので参考にしてください。

研修動画も閲覧できます！



(あかるい
職場応援団HP)

同一労働同一賃金を進め、働きがいのある職場づくりをしましょう

令和8年10月1日から、改正された同一労働同一賃金ガイドライン等が施行・適用されます。

正社員とパート・有期雇用労働者、派遣労働者との間の**不合理な待遇差を解消**することで魅力のある・働きがいのある職場づくりを行いましょう。同一労働同一賃金特集ページに、不合理な待遇差の有無を点検するための支援ツールやガイドラインが掲載されていますのでご活用ください。



(同一労働同一
賃金特集ページ)



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター
「ぱゆう」ちゃん

多様な正社員制度・勤務間インターバル

「多様な正社員制度(職務、勤務地、労働時間を限定した働き方)」、「勤務間インターバル制度(終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み)」を導入し、働き方改革を推進しましょう。

働き方・休み方改善ポータルサイト

このサイトは企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。



(働き方・休み方改善
ポータルサイト)



年次有給休暇取得促進特設サイト



(年次有給休暇取得
促進特設サイト)



キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成。



(厚生労働省HP)

誰もが働きやすい職場環境づくり助成金

短時間正社員の新たな雇用等、多様な働き方の導入や男性の育児休業取得を促進する取り組みなど、誰もが働きやすい職場環境づくりのための取り組みに必要な経費の一部を助成。

(2026.10.30までの募集)



(香川県庁HP) 3

無期転換ルールをご存知ですか？

無期転換ルールとは、同一の事業主との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールのことです。

2024年4月から有期契約労働者に対する明示事項が追加されています。



(厚生労働省HP)

テレワークを推進しましょう

テレワーク総合ポータルサイト

使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組みがガイドラインにまとめられていますので、ご活用ください。



(テレワーク総合ポータルサイト)

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

テレワーク制度を導入・実施し、人材確保や雇用管理改善等の効果をあげた場合に対象経費の一部を助成。



(厚生労働省HP)

他の事業主に長時間労働を生じさせないよう配慮しましょう

事業者は、2019年4月から、取引先の事業者などに長時間労働を生じさせないよう**取引上配慮**に努めることが義務付けられています。

一般市民の方も、働く人のため、
仕事を「妨げない」「増やさない」「勤務時間外にさせない」
-「**3つのしない配慮**」をお願いします。

建設業

ドライバー

医師

エッセンシャルワーカーも健康を守るため、他の職業に続いて残業規制が始まりました。

顧客の意向に関わらず、上限時間を超えて荷物の配送や建設業務はできません。

著しく短い期限
発注内容の頻繁な変更
長時間の荷待ち

荷物の再配達
救急外来のコンビニ受診

アクション例はコチラ →



(香川労働局HP)

香川働き方改革推進支援センター

働き方改革を推進する事業者を支援するために、「働き方改革」に関する一般的な相談や技術的な助言・提案について専門家(中小企業診断士・社会保険労務士など)が**無料**で相談対応しています。



(香川働き方改革推進支援センターHP)

4 お問い合わせ先

相談内容		部署	電話番号	所在地	開庁日・時間
法律	・女性活躍推進法 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・パートタイム・有期雇用労働法 ・次世代育成支援対策推進法	雇用環境・均等室	087-811-8924	〒760-0019 高松サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 北館2階	平日 8:30～17:15 ※土日祝日及び年末年始を除く
	・両立支援等助成金 ・働き方改革推進支援助成金 ・業務改善助成金 ・人材確保等支援助成金 (テレワークのみ)				平日 9:00～17:00 ※土日祝日及び年末年始を除く
助成金	上記以外	助成金センター	087-823-0505	〒760-0019 高松サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階	平日 8:30～17:15 ※土日祝日及び年末年始を除く